

## 1-3 情報入手先を確認しましょう

### 災害時の安否確認方法

災害時には、固定電話や携帯電話の通話やインターネットがつながりにくくなります。家族間の安否の確認は、電話での通話やメール、SNSなどのほか次のような手段があります。

【災害用伝言ダイヤル「171」】災害時にNTTから提供される「声の伝言板」です。使用方法を知っておきましょう。

<p><b>伝言の録音</b></p> <p>171→1 → 被災した家の電話番号 → 伝言を入れる(30秒以内)</p> <p>ガイダンス(説明)がながれます。被災者は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の方の電話番号を市外局番からブッシュする。</p>	<p><b>伝言の再生</b></p> <p>171→2 → 被災した家の電話番号 → 伝言を聞く</p> <p>ガイダンス(説明)がながれます。被災者は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の方の電話番号を市外局番からブッシュする。</p>
--	--

【災害用伝言板(web171)】インターネットを利用した被災地の方々の安否情報を確認する手段です。登録・確認できます。

<https://www.web171.jp> にアクセスしてください。

### 防災情報の入手先

#### 防災情報告知放送システム「戸別受信機」

戸別受信機は、市役所等から発信される「防災行政無線」を受信して各家庭等で放送を聞くためのものです。

市では、防災情報をより確実に市民の皆さんにお届けするため、「戸別受信機」を設置(貸与)しています。

詳しくは市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000011153.html>



#### 東近江市LINE公式アカウント

東近江市では、防災をはじめとする重要な情報をご希望の方へ「東近江市LINE公式アカウント」を通じて配信しています。QRコードからあらかじめ登録することで、災害時などに情報をお届けします。



#### しらが(しらせる滋賀情報サービス)

しらが

滋賀県では、防災をはじめとする様々な情報を、ご希望の方へ電子メールやLINEで配信しています。あらかじめユーザー登録することで、お手持ちの携帯電話やパソコンに情報をお届けします。



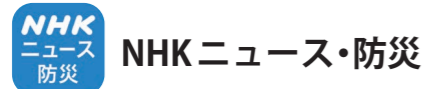
#### 緊急速報メール

- ・株式会社NTT ドコモ
- ・KDDI 株式会社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・楽天モバイル株式会社

気象庁が配信する「緊急地震速報」、「特別警報」や東近江市が発令する避難指示などの「災害・避難情報」を東近江市内にいる方の携帯電話に対して、緊急速報メールで配信を行います。

#### スマートフォンアプリを活用した情報入手

スマートフォンアプリの中には、様々な災害に関する情報をいち早く知らせてくれるアプリがあります。



自分に合ったアプリを探してみましょう。

#### その他防災情報

**気象庁** インターネットにより詳しい情報が入手できます。

雨量情報や河川の水位情報など

雨量情報や河川水位、気象情報など

県の様々な防災関連情報など

## 1-4 地域で防災に取り組みましょう

### いざというときに助け合える環境をつくりましょう

大規模な災害が発生したときは、道路の寸断、多発する火災や救助要請などにより、消防や警察などの公共機関が十分に対応できない状況となります。このようなとき、自主防災組織など近くに住んでいる人同士がお互いに助け合う仕組みを作っておくことが被害の軽減につながります。日頃の生活や自治会活動などを通じて顔の見える関係を作っておきましょう。

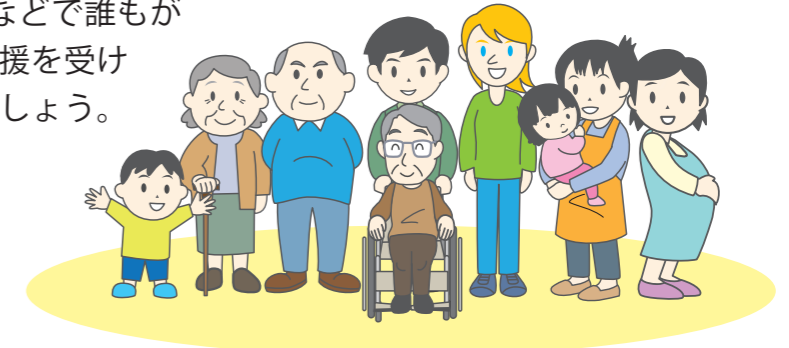
#### 【自主防災組織の活動例】

- | 平常時  | 災害時   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防災知識・技術の普及活動</li> <li>■ 要配慮者への支援体制</li> <li>■ 防災訓練の実施</li> <li>■ 防災資機材の整備</li> <li>■ 危険箇所の把握</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害情報・被害情報の収集・伝達の協力</li> <li>■ 負傷者の救出・避難誘導</li> <li>■ 避難所の開設と運営の協力</li> <li>■ 炊き出し・配送・配給・給水などの実施</li> </ul> |

### 「要配慮者」を支援しましょう

地域には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人など避難行動や被災後の生活において配慮を必要とする「要配慮者」がおります。こうした方々は、それぞれの特性に応じた手助けを必要としています。災害時にどのような手助けが必要なのか確認しておくことが大切です。

また、災害時には、予期せぬケガなどで誰もが要配慮者になることがあります。支援を受けやすい、支援しやすい環境を作りましょう。



### コラム 避難行動要支援者

要配慮者のうち一人で避難することが難しい人を「避難行動要支援者」といいます。市では、避難行動要支援者の名簿を作成し、同意が得られた人については平常時から自治会や民生委員・児童委員に提供しています。この名簿は、災害時の安否確認や避難誘導が迅速に行えるよう、日頃からの声掛けや見守り、防災訓練などに活用してもらうものです。

※避難行動要支援者への支援は、地域の人による善意の助け合いです。「名簿登録=救助(支援)」を保証するものではありません。また、支援者が支援の際に助けられなくても責任を負うことはありません。